憲法学習資料①考えてみよう！『緊急事態』

コロナ「緊急事態宣言」と憲法「緊急事態条項」、似ているようだけど・・・。

人類に未曾有の挑戦をつきつけるコロナウィルス。日本政府は4月7日、7都府県に「緊急事態宣言」を発出しました。「緊急事態宣言」が遅すぎた､もっと早く出すべきだったという意見もありました。

この「緊急事態宣言」を発した7日、衆議院運営委員会で安倍首相は「緊急時に国家や国民がどのような役割を果たすべきかを憲法にどう位置づけるか極めて重く大切な課題だ」と発言しました。憲法に「緊急事態条項」を入れようとする動きです。「緊急事態宣言」と似た言葉、「緊急事態条項」―。

どこが違うのでしょうか。私たちはどう考えるべきでしょう。

|  |
| --- |
| **緊急事態の改憲論議　自民、野党に呼びかけ　コロナ拡大踏まえ**  [「安倍晋三」の画像検索結果](https://ord.yahoo.co.jp/o/image/RV=1/RE=1586921208/RH=b3JkLnlhaG9vLmNvLmpw/RB=/RU=aHR0cHM6Ly93d3cubWlueXUtbmV0LmNvbS9uZXdzL25ld3MvRk0yMDIwMDMxMC00NjcwMDMucGhw/RS=%5eADBiNNjsJE3rL0St5UmgPGiEdIWyz4-;_ylt=A2RCL5h3LZVejk8ApwYdOfx7)**日本経済新聞2020/4/10**  自民党は10日の憲法改正推進本部で、有事の際の政府権限を強める緊急事態条項を創設する憲法改正案について協議した。新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、国会で改憲論議を始めるよう与野党に働きかける。  改憲本部の会合に先立つ3日、衆院憲法審査会の筆頭幹事を務める自民党の新藤義孝氏が野党に憲法審の開催を打診した。大規模災害など緊急時に国会の立法機能を維持する方法に関する議論を求めた。緊急事態での私権制限に慎重な立憲民主党などの野党は、憲法審の幹事懇談会に応じなかった。新型コロナに便乗した強行策だとも批判した。  緊急事態条項の創設は連立を組む公明党も後ろ向きだ。北側一雄副代表は9日の記者会見で「あえて権利・自由を制約する根拠を設ける必要性はない」と語った。  自民党は2018年3月にまとめた4項目の改憲案に、緊急事態条項を盛り込んだ。有事での内閣の権限強化のほか、国政選挙ができない場合に議員任期を延長できる内容などを入れた。  改憲本部が10日に開いた会合で講演した防衛大の山中倫太郎教授は海外で憲法に緊急事態条項を設けている国があると説明した。出席した細田博之本部長は「非常事態の問題を現行法や憲法でどう解決するかは我々の責務だ」と強調した。  安倍晋三首相も7日の衆院議院運営委員会で国会での改憲議論を促した。「緊急時に国家や国民がどのような役割を果たし、国難を乗り越えるか。憲法にどう位置付けるかは極めて重く大切な課題だ」と述べた。 |

緊急事態条項とは

2012年自民党は「改憲草案」を発表。2018年3月には憲法改正に関して「改憲4項目」をまとめました。4項目とは、⑴ 自衛隊について、⑵ 緊急事態について、⑶ 合区解消・地方公共団体について、⑷ 教育充実についての4つです。「緊急事態」については次のような「改正案」が出されました。

|  |
| --- |
| 【緊急事態対応】  第73条の2  大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。  ②内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。  第64条の2  大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。 |

自民党「改憲草案」に対して、次のような懸念を表明する人もいます。山本太郎さんの意見を聞いてみましょう。

|  |
| --- |
| [「山本太郎」の画像検索結果](https://ord.yahoo.co.jp/o/image/RV=1/RE=1586900143/RH=b3JkLnlhaG9vLmNvLmpw/RB=/RU=aHR0cHM6Ly93d3cuc2Fua2VpLmNvbS9wcmVtaXVtL25ld3MvMTkwNzMxL3BybTE5MDczMTAwMDktbjEuaHRtbA--/RS=%5eADBGfZbcj.FAjiUFTSJqPKEZskpDgc-;_ylt=A2RimVEv25RelX0AwhIdOfx7)  まず、「法律における緊急事態宣言」「憲法における緊急事態条項」、２つの違いをシェアしたい。 　法律における緊急事態宣言が発令された場合、緊急時における一定の私権の制限はあるが、できる制限の内容はあらかじめそれぞれの法律に書いてある。追加で制限する場合にはさらに法律を改正しなければならない。 その法改正のたびに、国会で法案審議が行われる。その都度、国会が関与することで、政府がやっていることを監視できる。 　一方で、自民党が改憲草案（2012年）で示した「緊急事態条項」は大きく違う。憲法改正され、緊急事態条項が追加され、その後、何らかの大災害や安全保障上の緊迫など緊急事態が発生したと内閣が認めれば、内閣は、法律に基づかない人権を制限する内容の政令を制定できる。そして、それが法律と 同等の効力が及ぶ。私たちの人権の制限が、緊急時対応を 理由にどんどん追加できる恐れがある。 そのとき、国会が関与できる余地がなくなってしまう。議会制民主主義の死ともいえる。 　以上が、法律における緊急事態宣言と、憲法に規定された緊急事態条項における効果のザックリした違い。要するに、法律に規定のある緊急事態宣言では、内閣がやることには国会審議を通じてチェックを一応できる状態になっている。しかし、憲法の緊急事態条項がはいり、それに基づく緊急事態宣言が発令されると、それができなくなる。 |